

# Journal of Science and Philosophy

## 査読規程

発行・編集：

Association for Science and Philosophy

Journal of Science and Philosophy 編集委員会

〒 102-8554 東京都千代田区 紀尾井町 7-1 上智大学 7 号館 313 内

office-asp@yamanami.tokyo

2018 年 7 月 24 日 制定

2018 年 7 月 24 日 施行

2020 年 1 月 23 日 改定

制作・オンライン版配布元・印刷版発売元：

やまなみ書房

〒 156-0043 東京都世田谷区松原 5 丁目 22 番地 6 番 リベラリティ内

books@yamanami.tokyo

### 第 1 条 (目的)

Journal of Science and Philosophy (以下「本誌」)における査読は、投稿論文の改善を促すために存在するのであって、種々の意見を排除し言論を統一するためにあるものではない。査読者は Journal of Science and Philosophy 投稿規程 (以下「投稿規程」) 第 4 条第 7 項の義務を念頭に査読を行う。

### 第 2 条 (手順)

本誌における査読の手順を以下に定める。

1. 投稿者は投稿論文を Journal of Science and Philosophy 編集委員会 (以下「編集委員会」) へ電子メールで送付する。
2. 編集委員会は投稿者に対して受稿の通知を出す。
3. 編集委員会委員長 (以下「委員長」) は、査読者 2 名を自身の権

限と判断のもとに決定する。

4. 委員長は査読体制の構成(査読者名)を編集委員会に報告する。
5. 査読者は審査資料受領後1ヵ月以内に査読者による審査結果(「評価」と呼ぶ)、「委員長へのコメント」、「投稿者へのコメント」を編集委員会に提出する。
6. 査読者は、論文の審査を以下の4段階で行う。
  - A. 掲載可
  - B. 修正の上, 掲載可
  - C. 修正の上, 再審査
  - D. 掲載不可
7. 編集委員会は2名の査読者の評価が一致するときには原則としてその評価に従う。一致しないときは編集委員会で合議の上その後の処置を決定する。
8. 査読者による「評価」および「投稿者へのコメント」は査読者の評価とコメントが編集委員会に届いてから2週間以内に投稿者へ開示する。その際、査読者の名前は投稿者に示さない。

### 第3条 (査読基準)

本規程第1条の目的の達成のため、査読基準を以下に記す。なお、「掲載可と評価することができない」とは掲載不可を意味するものでは必ずしもなく、査読者および編集委員会は投稿者に十分修正を促す義務がある。

第1項 特定の人・集団に対する誹謗中傷が存在する場合、掲載可と評価することはできない。

第2項 ごく基本的な科学的事実・科学における一般的な見解から逸脱する主張をする場合、その旨を投稿論文中に明示しなければならない。暗にその類いの主張が前提となっている場合は、掲載

---

可と評価することはできない。

第3項 必要のないテクニカルタームの乱用は修正を促すこと。あまりに酷い場合は掲載可と評価することはできない。

第4項 論争を誘発する投稿原稿となるよう投稿者を促すこと。

第5項 体裁・文体等の修正を投稿者に促すことは可能であるが、それを理由として掲載不可と評価することはできない。ただし、全体構成や文章等の点で明らかに出版不可能な原稿であると容易に判断される場合にはこの限りではなく、査読・アドバイスをを行う前に、編集委員会の判断で掲載を謝絶する（いわゆるデスクリジェクションを行う）場合がある。

## 第4条 （義務）

投稿者、編集委員会、査読者、製作者が負う義務を以下に定める。

第1項 投稿者、編集委員会、査読者、製作者は本規程に合意する義務を負う。合意できない場合は予め編集委員会と協議のうえ本規程の改正を行うこと。

第2項 編集委員会構成員、委員長および査読者は、自ら査読を担当した論文に関わる一切のことを（その論文を自分が査読したという事実も含めて）口外しない義務を負う。

第3項 投稿者は編集委員会、委員長、査読者からの質問に対して適切に回答する義務を負う。

第4項 査読者は編集委員会、委員長、投稿者からの質問に対して適切に回答する義務を負う。

第5項 編集委員会は査読者、投稿者からの質問に対して適切に回答する義務を負う。

## 第5条 (改正)

本規程の改正は編集委員会の承認によって行われる。

## 第6条 (係争)

本誌の編集・制作・発行・配布に関わる係争については、当事者同士の話し合いによって穏便に解決するよう心がけること。無駄な紛争は益を生まない。当事者同士で解決不能な本規程および本誌の編集・制作・発行・配布に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

This work is licensed under a Creative Commons  
“Attribution 4.0 International” license.



© 2020 Journal of Science and Philosophy 編集委員会